

令和 6 年第 4 回

美里町農業委員会総会議事録

第4回美里町農業委員会総会

1 開催日時

辞令交付 令和6年4月22日(月) 午前9時24分から午前9時30分
総 会 同 上 午前9時30分から午前11時33分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(16名)

(1) 仮議席

1 番	伊藤 恵子	2 番	尾形 司	3 番	小田嶋 勝美
4 番	小野 保裕	5 番	後藤 幸太郎	6 番	佐々木 幸一郎
7 番	繁泉 順子	8 番	澁谷 正行	9 番	鈴木 幸博
10 番	久道 雄悦	11 番	福田 なほ子	12 番	古内 世紀
13 番	邊見 勝寿	14 番	遊佐 恭一	15 番	我妻 卓美
16 番	渡邊 雅光				

(2) 決定議席

1 番	小田嶋 勝美	2 番	後藤 幸太郎	3 番	我妻 卓美
4 番	福田 なほ子	5 番	久道 雄悦	6 番	古内 世紀
7 番	尾形 司	8 番	繁泉 順子	9 番	佐々木 幸一郎
10 番	小野 保裕	11 番	澁谷 正行	12 番	鈴木 幸博
13 番	遊佐 恭一	14 番	渡邊 雅光	15 番	邊見 勝寿
16 番	伊藤 恵子				

4 欠席委員(なし)

5 辞令交付

6 第4回総会

議事日程

日程第1 仮議席の指定について
日程第2 会長の互選について
日程第3 議事録署名委員の選任について
日程第4 会長職務代理者の互選について
日程第5 議席の決定について
日程第6 第1号議案 美里町農業委員会担任委員会設置規則の一部を
改正する規則について
日程第7 農業委員会担任委員会委員の構成について

7 農業委員会事務局職員(2名)

事務局 長 高橋 博喜
総務係 長 澤村 拓也

8 会議の概要

事務局長	ただいまより、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、町長招集による第4回美里町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして、相澤清一町長よりご挨拶申し上げます。
相澤清一町長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。続きまして、各委員を紹介いたします。五十音順に紹介いたします。
事務局長	伊藤恵子委員です。
伊藤恵子委員	よろしくお願いいたします。
事務局長	尾形 司委員です。
尾形 司委員	よろしくお願いいたします。
事務局長	小田嶋勝美委員です。
小田嶋勝美委員	よろしくお願いいたします。
事務局長	小野保裕委員です。
小野保裕委員	よろしくお願いいたします。
事務局長	後藤幸太郎委員です。
後藤幸太郎委員	よろしくお願いいたします。
事務局長	佐々木幸一郎委員です。
佐々木幸一郎委員	よろしくお願いいたします。
事務局長	繁泉順子委員です。
柴山真二委員	よろしくお願いいたします。
事務局長	澁谷正行委員です。
澁谷正行委員	よろしくお願いいたします。
事務局長	鈴木幸博委員です。
鈴木幸博委員	よろしくお願いいたします。
事務局長	久道雄悦委員です。
久道雄悦委員	よろしくお願いいたします。

事務局長	福田なほ子委員です。
福田なほ子委員	よろしくお願いします。
事務局長	古内世紀委員です。
古内世紀委員	よろしくお願いします。
事務局長	邊見勝寿委員です。
邊見勝寿委員	よろしくお願いいたします。
事務局長	遊佐恭一委員です。
遊佐恭一委員	よろしくお願いします。
事務局長	我妻卓美委員です。
我妻卓美委員	よろしくお願いします。
事務局長	渡邊雅光委員です。
渡邊雅光委員	よろしくお願いします。
事務局長	以上、１６人の委員の紹介を終わります。
事務局長	では、議事日程に入る前に、本日の進行を務める臨時議長の選出をいたします。臨時議長については、地方自治法第１０７条の規定を準用し、会長、会長職務代理者がともに欠ける場合は、出席委員の中で年長委員が臨時の議長を行うこととしております。よって、澁谷正行委員に議長の職務をお願いいたします。 澁谷正行委員、ご登壇願います。
臨時議長（澁谷正行委員）	ただいま、事務局長より説明がありましたとおり、年長ということで、これより暫時の間、臨時議長として議事の整理を行ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。 日程に入る前に確認の報告をいたします。本日の出席委員は１６人であり、在任委員１６人全員でありますので、総会が成立していることを報告いたします。
臨時議長	それでは、ただいまより日程に入ります。 日程第１、仮議席の指定についてを上程いたします。仮議席については、現在、着座している順を仮議席として決定し、会議を進めることでよろしいでしょうか。 （異議なしの声あり）
臨時議長	全員賛成と認め、現在の席順を仮議席といたします 日程第２、農業委員会等に関する法律第５条第２項の規定による、農業委員会会長の互選についてを上程いたします。互選方法に

	については、平成30年5月25日開催の第6回総会において申し合わせました「美里町農業委員会運営基準申し合わせ事項第1号」により投票による方法とし、候補者は、立候補表明と表明演説を行うことといたします。 なお、投票による方法につきましては、公職選挙法第95条第1項第3号を準用し、有効投票数の四分の一以上を規定得票数といたします。また、得票数が同じであるときは、公職選挙法第95条第2項により、くじによる方法で決定いたします。
臨時議長	それでは、会長に立候補される方は挙手をお願いします。 (仮議席1番伊藤恵子委員1名が挙手)
臨時議長	仮議席1番伊藤恵子委員が会長に立候補表明をされました。議場の封鎖をいたします。
臨時議長	暫時の間、休憩いたします。(9:41)
臨時議長	再開します。(9:46)
臨時議長	投票前に開票立会人の選任をしたいと思いますが、臨時議長一任でこちらから指名することに賛成する委員の挙手をお願いします。 (各委員の挙手を確認)
臨時議長	挙手全員であります。それでは仮議席2番尾形司委員、仮議席3番小田嶋勝美委員、仮議席4番小野保裕委員の3名を指名いたします。
臨時議長	投票箱の確認をいたさせます。 (事務局職員、箱の中を全委員に確認させる)
臨時議長	それでは、投票用紙を配付いたさせます。 (事務局職員、箱の中を全委員が確認後、投票用紙を配付する)
臨時議長	投票用紙の配付漏れはありませんか。 (なしの声あり)
臨時議長	投票の無効についてですが、所定の用紙を用いなかったもの、互選される者の氏名を自書していないもの、互選される資格のない者の氏名を記載したもの、互選される者の氏名以外の事項を記載したもの、何人を記載したかを確認しがたいもの、1票中に2人以上の互選される者の氏名を記載したものは無効といたします。 また、得票数が同数の時は、くじで定めることといたします。それでは事務局より仮議席順に点呼しますので、順次投票をお願いいたします。
事務局	(事務局、仮議席1番から点呼し、順次投票させる)

臨時議長	投票漏れはございませんか。 (なしの声あり)
臨時議長	ないようですので、開票立会人に確認をお願いいたします。 (事務局開票後、開票立会人は投票数を確認する)
臨時議長	開票結果を報告いたします。投票者数 16 人で投票総数が 16 票であり、そのうち伊藤恵子委員が 16 票です。 規定投票数の四分の一以上となりました。 以上の結果、伊藤恵子委員が第 9 期、美里町農業委員会会長に決定いたしました。 議場の封鎖を解きます。
臨時議長	これをもちまして、臨時議長の職務が終了しましたので降壇いたします。委員各位のご協力に感謝を申し上げ、解任させていただきます。ありがとうございました。 (臨時議長解任により、仮議席に戻る)
事務局長	ありがとうございました。 ただいま、新会長が決定いたしました。 これにより農業委員会ネットワーク機構であります、一般社団法人宮城県農業会議の定款第 6 条第 4 項第 1 号により、一般社団法人宮城県農業会議の会員に伊藤恵子会長が就任することになります。
事務局長	それでは、次の日程に入ります。 会長が決まりましたので、美里町農業委員会会議規則第 5 条の規定により、会長が議長となり、議事を整理していただきます。それでは伊藤恵子会長、議長席にご登壇願います。そして、新会長からご挨拶をお願い致します。 (伊藤恵子会長、議長席に登壇し、就任挨拶(挨拶省略))
議長	休憩いたします。(9:59) (休憩中に相澤清一町長は公務のため退席する)
議長	再開します。(10:01)
議長	議事日程により会議を進めさせていただきます。議事日程第 3、議事録署名委員についてを上程いたします。議事録には、会長と、総会において定めた 2 人以上の委員が署名しなければならないことが会議規則第 15 条第 1 項に規定されておりますので、議長から指名いたしたいと思いますがよろしいですか。 (委員より「異議なし」の声あり)

議長	全員賛成と認め、議長から指名いたします。仮議席 5 番後藤幸太郎委員と仮議席 6 番佐々木幸一郎委員を指名いたします。 よろしくお願いいたします。
議長	日程第 4、農業委員会会長職務代理者の互選についてを上程いたします。
議長	農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項に、会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理すると規定されておりますので、只今より、会長職務代理者の互選を行います。 互選方法については、会長の互選による選出方法と同様、平成 30 年 5 月 25 日開催の第 6 回総会において申し合わせました「美里町農業委員会運営基準申し合わせ事項第 1 号」を適用することとしていますので、投票による方法とし、候補者は、立候補表明と表明演説を行うことといたします。 なお、投票による方法につきましては、公職選挙法第 95 条第 1 項第 3 号を準用し、有効投票数の四分の一以上を規定得票数といたします。また、得票数が同じであるときは、公職選挙法第 95 条第 2 項により、くじによる方法で決定いたします。
議長	会長職務代理者に立候補される方は挙手をお願いします。 (仮議席 13 番邊見勝寿委員が挙手)
議長	ただいま、仮議席 13 番邊見勝寿委員が会長職務代理者に立候補表明をされました。 議場の封鎖をいたします。
議長	休憩します。(10:05)
議長	再開します。(10:07)
議長	投票前に「開票立会人」の選任をしたいと思います、議長から指名することに賛成する委員の挙手をお願いします。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認め、議長から指名いたします。 仮議席 7 番繁泉順子委員、仮議席 8 番澁谷正行委員、仮議席 9 番鈴木幸博委員の 3 名を指名いたします。
議長	投票箱の確認をいたさせます。 (事務局職員、箱の中を全委員に確認させる)
議長	投票用紙を配付いたさせます。 (事務局職員、投票用紙を配付する)
議長	投票用紙の配付漏れはございませんか。

議長

(なしの声あり)

投票の無効についてですが、
所定の用紙を用いなかったもの。
互選される者の氏名を自書していないもの。
互選される資格のない者の氏名を記載したもの。
互選される者の氏名以外の事項を記載したもの。
何人を記載したかを確認しがたいもの。
1票中に2人以上の互選される者の氏名を記載したものは無効といたします。
また得票数が同数の時は、くじで定めることと致します。
それでは事務局長より仮議席順に点呼しますので、順次投票をお願いいたします。

(事務局、仮議席1番から点呼し、順次投票させる)

議長

投票漏れはございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、開票立会人に立会いをお願いいたします。

(事務局開票後、開票立会人は投票数を確認する)

議長

それでは開票の結果を報告いたします。投票者数16名で投票総数が16票であります。その内、邊見勝寿委員16票、邊見勝寿委員が最多得票数であり、規定投票数の4分の1以上となりました。

議長

以上の結果、邊見勝寿委員が美里町農業委員会会長職務代理者に決定いたしました。
議場の封鎖を解きます。

議長

休憩します。(10:15)

議長

再開いたします。(10:23)

議長

続きまして、日程第5、議席の決定を上程いたします。
議席の決定には、会議規則第7条第1項の規定により、くじで定めることになっております。事務局よりくじについて説明いたします。

事務局長

「くじ」について説明いたします。
議席番号15番と16番につきましては、16番が会長席、15番が会長職務代理者の席とするため、15番と16番を除いて行います。
皆様にはその席で、最初に議席決定のための「くじ」を引く順番を決める「くじ」を引いていただきます。
次に、「くじ」で決定された順番により、議席決定のための「くじ」を引き、議席番号が決まります。

	(「くじ」を引く順番の「くじ」を、仮議席 1 番委員から引く)
議長	初めに「くじ」を引く順の「くじ」を、会長と会長職務代理者を除く 14 人の委員で引き、仮議席の若い番号の委員から引いてください。 (以後、14 番まで順次、「くじ」を引く順の「くじ」をひく) (「くじ引き」後、事務局長は番号を読み上げ、職員は番号を記録する)
議長	続きまして、「くじ」の順で 1 番から順次、議席の「くじ」を引いてください。 (以後、14 番まで順次、「くじ」を引く) (「くじ引き」後、事務局長は番号を読み上げ、職員は番号を記録する) (「くじ引き」終了後、事務局職員は記録を議長に渡す)
事務局長	「くじ」で決まりました番号を発表いたします。各委員は「くじ」を引いた番号の席に、着席してください。 1 番小田嶋勝美委員、2 番後藤幸太郎委員、3 番我妻卓美委員、4 番福田なほ子委員、5 番久道雄悦委員、6 番古内世紀委員、7 番尾形司委員、8 番繁泉順子委員、9 番佐々木幸一郎委員、10 番小野保裕委員、11 番澁谷正行委員、12 番鈴木幸博委員、13 番遊佐恭一委員、14 番渡邊雅光委員、15 番邊見勝寿委員、16 番伊藤恵子委員
議長	ただいま議席が確定しました。各議員の議席は、只今着席している席に決定いたします。
議長	休憩します。(10:33)
議長	再開します。(10:40)
議長	次に日程第 6、第 1 号議案、美里町農業委員会担任委員会設置規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。事務局より説明願います。
事務局	(日程第 6、第 1 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)
議長	事務局の説明が終了しましたので、日程第 6、第 1 号議案 美里町農業委員会担任委員会設置規則の一部を改正する規則について審議いたします。 質疑はありませんか。 (なしの声あり)

議長	質疑なしと認め、採決をいたします。日程第 6、第 1 号議案 美里町農業委員会担任委員会設置規則の一部を改正する規則について、賛成の方の挙手を求めます。
	(各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。全員賛成と認め、日程第 6、第 1 号議案 美里町農業委員会担任委員会設置規則の一部を改正する規則については原案どおり承認いたします。
議長	次に、日程第 7、農業委員会担任委員会委員の構成についてを上程いたします。
	日程第 6 第 1 号議案で承認しました、美里町農業委員会担任委員会設置規則第 2 条第 2 項に「担任委員会の委員は、農業委員会総会において選任する。」と規定されておりますので、規則別表に記載されている「農地委員会」「農政委員会」「被害防止対策委員会」「業務運営委員会」「農地調査委員会」「農業委員会だより編集委員会」に所属する委員及び各担任委員会の委員長・副委員長の選任を行います。
議長	選任するための協議を行いますので、暫時休憩いたします。 (1 0 : 4 5)
議長	再開いたします。(1 1 : 2 6)
議長	各担任委員会の構成について事務局長より説明願います。
事務局長	それでは、協議の結果を報告いたします。 農地委員会、農政委員会の報告をいたします。 農地委員会の方は、 1 番 小田嶋 勝美 委員 4 番 福田 なほ子 委員 5 番 久道 雄悦 委員 6 番 古内 世紀 委員 7 番 尾形 司 委員 9 番 佐々木 幸一郎 委員 1 0 番 小野 保裕 委員 1 3 番 遊佐 恭一 委員 1 4 番 渡邊 雅光 委員 それに、会長と会長職務代理者が加わります。 農地委員会の委員長には、1 3 番 遊佐恭一委員 副委員長は、4 番 福田なほ子委員になります。
	農政委員会の方は、 2 番 後藤 幸太郎 委員 3 番 我妻 卓美 委員 8 番 繁泉 順子 委員 1 1 番 澁谷 正行 委員 1 2 番 鈴木 幸博 委員になりまして、 会長と会長職務代理者が加わります。 農政委員会の委員長には、1 2 番 鈴木幸博委員

副委員長は、3番 我妻卓美委員になります。

被害防止対策委員会の方は

2番 後藤 幸太郎 委員

3番 我妻 卓美 委員

5番 久道 雄悦 委員

10番 小野 保裕 委員

それに、会長と会長職務代理者が加わります。

被害防止対策委員会の委員長には、2番 後藤幸太郎委員

副委員長は、5番 久道雄悦委員になります。

業務運営委員会の方は、5名になりまして、会長、会長職務代理者が含まれ、後は農地委員会、農政委員会、被害防止対策委員会の会長になりました方があたります。

農地委員会委員長の13番 遊佐恭一委員、

農政委員会委員長の12番 鈴木幸博委員、

被害防止対策委員会委員長の2番 後藤幸太郎委員が入ります。

そして、業務運営委員会の委員長には 伊藤恵子会長、副会長には 邊見会長職務代理者が入ります。

農地調査委員会については、会長と会長職務代理者が入りまして、その他の委員に2人、二か月間担当してあたり、そして、委員長、副委員長は会長と会長職務代理者以外の二人を互選で選出して、二か月間その体制で担当していただくというのが、農地調査委員会です。

農業委員会だより編集委員については、議席番号1番の委員から5番までの委員5人、これを1班とし、議席番号6番から10番までの委員5人を2班、議席番号11番から14番までの委員4人そして議席番号1番に戻りまして、1番委員が加わった5人で3班という体制、それに会長と職務代理者が加わりまして、その3班を順送りに交代して運営するというのが、農業委員会だより編集委員会になります。

以上となります。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、日程第7、農業委員会担任委員会委員の構成について、審議いたします。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。日程第7、農業委員会担任委員会委員の構成について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手の可否について確認)

議長

全員賛成と認めます。日程第7、農業委員会担任委員会委員の構成について以上のように決定いたします。

本日予定されました日程のすべてが終了いたしましたので、議長を降板いたします。

事務局	ありがとうございました。では、最後に、邊見会長職務代理者より閉会の挨拶を申し上げます。
邊見会長職務代理者	(閉会の挨拶を行う)
事務局	一切をもちまして、美里町農業委員会第4回総会の一切を終了いたします。本日はお疲れさまでした。

議 事 録 署 名

上記、第4回総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和6年 月 日

会 長

署 名 委 員
仮議席5番

署 名 委 員
仮議席6番